

「特定投資家制度」に関する「期限日」のお知らせについて

平成19年9月30日の金融商品取引法の施行に伴い、「特定投資家制度」が新たに導入されました。

「特定投資家制度」は、金融商品取引法の定める基準に従い、お客さまを「特定投資家（プロ）」もしくは「一般投資家（アマ）」のいずれかに区分されます。

本制度では、お客さまが「特定投資家」である場合には、「契約締結前の書面交付義務」などの行為規制が適用除外となります。

また、お客さまからのお申出により、契約の種類（下記2）ごとに、「特定投資家」と「一般投資家」との間の移行が認められています。

投資家区分を変更されたお客さまにつきましては、移行後の投資家区分の有効期限は1年以内とするよう期限が設けられております。当行では、「期限日」を以下のとおり定めております。

特定投資家制度の期限日は「毎年9月末日」

「期限日」の翌日以降は、再度お手続きがない場合には、元の投資家区分に戻りますので、ご継続をご希望のお客さまは、再度移行のお手続きが必要となります。

1 投資家区分と基準

金融商品取引法では、以下の4つの投資家区分が定められています。

特定投資家（プロ）			一般投資家（アマ）	
特定投資家 プロ	特定投資家 アマに移行できるプロ		一般投資家 プロに移行できるアマ	一般投資家 アマ
<ul style="list-style-type: none"> 適格機関投資家 国 日本銀行 等 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体 上場企業、特定目的会社 資本金5億円以上と見込まれる株式会社 金融商品取引業者および外国法人 特殊法人 独立行政法人 等 	⇨	<ul style="list-style-type: none"> 左記、に該当しない法人 純資産および（投資性）金融資産が3億円以上と見込まれ、かつ、最初の契約締結日から1年を経過している個人 投資事業組合の営業者等 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に該当しない個人
		⇦		

（注）上記 特定投資家と 一般投資家の間は移行が可能です。

2 契約の種類

契約の種類とは、当行が取扱う商品では以下の3種類となります。

契約の種類	金融商品
有価証券	公共債、投資信託
特定預金等	外貨預金、デリバティブ預金
特定保険契約	変額個人年金保険 等